

## コンプライアンス・倫理規程

特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会

### 第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会（以下「本協会」という。）のコンプライアンスに関する基本的事項等を定めることを通じ、本協会の事業執行の透明性及び公平性を担保し、もって本協会に対する社会的な信頼を確保・向上することを目的とする。

### 第2条（定義）

本規程において、「コンプライアンス」とは、法令等、本協会が定める各種規程等、その他デフゴルフに対する社会的な信頼を得るために必要な倫理の遵守をいう。

### 第3条（関係者等の適用範囲）

本協会定款第6条の会員、本協会の理事、監事、職員、競技委員、選手、選手のサポートスタッフ（コーチ、トレーナー、キャディを含むがこれらに限られない。）、その他本協会に関連する者（以下、これらの者を総称して「関係者等」という。）は、本協会の業務の推進に当たり、コンプライアンスを最優先の運営方針の一つと認識し、本規程を遵守しなければならない。

### 第4条（遵守事項）

1. 関係者等は、次の各号に掲げる行為を絶対に行ってはならない。
  - (1) 暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程に基づくドーピング違反行為等の禁止薬物の使用行為その他組織的又は個人的な法令違反行為等の不正行為（以下これらを総称して「不正行為等」という。）
  - (2) 他の関係者等に対して不正行為等を指示又は教唆する行為
  - (3) 他の関係者等の不正行為等を黙認する行為
2. 関係者等は、個人の名誉及び信用を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 関係者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して、第三者（ゴルフ場等関係者やゴルフ愛好者等を含むがこれに限らない。）に対し、自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 関係者等は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際及び取引をしてはならない。関係者等は、反社会的勢力と提携・協力して事業をし、又はこれらの者の利益のために名前や写真を利用させ、あるいは、これらの者と親密な協力関係にあるかのような印象を国民に与える行動をしてはならない。
5. 関係者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、補助基準及び会計基準に基づく適正

な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

6. 関係者等は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
7. 関係者等は、他の者と通謀すると否とを問わず、競技、試合において、故意に敗れ、又は敗れることを試みてはならない。
8. 関係者等は、スポーツゲームを対象に常習として賭博をする者と行動を共にし、この者に名前や写真を利用させ、又はこの者を饗応し、あるいはこの者から饗応を受けてはならない。
9. 関係者等は、関係者等間における信義を重んじ、みだりに他の関係者等を誹謗し、中傷してはならない。
10. 関係者等は、競技・試合の主催者、ギャラリー、報道関係者、ゴルフ場、ゴルフ練習場の関係者、従業員、レッスン受講者その他ゴルフ愛好者に対し、信義と礼儀と節度を守り、果たす職務を全うすることを怠ってはならない。
11. 関係者等は、前各項に定めるほか、ゴルフの健全な普及と発展を阻害し、本協会及び会員の名誉と信用と秩序を毀損し、または会員としての品位を失うべき非行をしてはならない。

#### 第5条（遵守事項の違反）

関係者等に、前条の遵守事項に違反する行為があったと疑われる場合は、本協会は、本協会が定める処分規程に基づき対応する。

#### 第6条（利益相反の防止）

理事、監事、職員及び会員は、本協会が定める利益相反取引管理規程を遵守しなければならない。

#### 第7条（情報開示及び説明責任）

理事、監事及び職員は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

#### 第8条（個人情報の保護）

理事、監事及び職員は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を尽くさなければならない。

#### 第9条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

## 附則

本規程は、2019年6月1日から施行する。

本規程は、2023年10月11日から改正施行する。